

○川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年11月27日

規則第34号

改正 平成5年3月31日規則第7号

平成6年12月26日規則第64号

平成9年9月30日規則第57号

平成10年3月31日規則第45号

平成10年6月26日規則第66号

平成10年7月31日規則第74号

平成10年12月21日規則第87号

平成12年12月27日規則第97号

平成13年3月21日規則第14号

平成13年9月27日規則第77号

平成13年12月21日規則第90号

平成14年6月28日規則第72号

平成15年3月31日規則第30号

平成17年3月31日規則第66号

平成18年3月31日規則第44号

平成18年9月29日規則第96号

平成19年3月30日規則第44号

平成20年3月31日規則第31号

平成20年9月24日規則第60号

平成21年3月31日規則第23号

平成22年3月30日規則第19号

平成22年5月20日規則第43号

平成22年9月24日規則第53号

平成23年10月5日規則第65号

平成24年3月29日規則第30号

平成24年11月29日規則第74号

平成 25 年 12 月 10 日規則第 54 号

平成 26 年 12 月 24 日規則第 65 号

平成 28 年 3 月 29 日規則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 1 項の規則で定める障害の状態)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「政令」という。）別表第 1 に規定する状態とする。

(条例第 2 条第 2 項第 1 号の規則で定める児童の状態)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 父と生計を同じくしているとき。ただし、当該父が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。

(平成 22 規則 53・一部改正)

(条例第 2 条第 2 項第 1 号ウの規則で定める障害の状態)

第 4 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号ウに規定する規則で定める障害の状態は、政令別表第 2 に規定する状態とする。

(平成 22 規則 53・一部改正)

(条例第 2 条第 2 項第 1 号オの規則で定める児童)

第 5 条 条例第 2 条第 2 項第 1 号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- (2) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条第 1 項の規定による命令（母の申立てにより発せられ

たものに限る。)を受けた児童

- (3) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(平成10規則74・平成22規則53・平成24規則74・平成25規則54・一部改正)

(条例第2条第2項第2号の規則で定める児童の状態)

第6条 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 母と生計を同じくしているとき。ただし、当該母が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父の配偶者(次条に定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。

(平成22規則53・追加)

(条例第2条第2項第2号ウの規則で定める障害の状態)

第7条 条例第2条第2項第2号ウに規定する規則で定める障害の状態は、第4条に定めるものとする。

(平成22規則53・追加)

(条例第2条第2項第2号オの規則で定める児童)

第8条 条例第2条第2項第2号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令(父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (3) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(平成22規則53・追加、平成24規則74・平成25規則54・一部

改正)

(社会保険各法)

第9条 条例第2条第5項第2号に規定する規則で定める法律は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（平成9規則57・平成10規則66・平成13規則90・平成19規則44・一部改正、平成22規則53・旧第6条繰下）

(施設)

第10条 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

（平成10規則45・平成10規則87・平成15規則30・平成18規則96・平成20規則31・平成20規則60・一部改正、平成22規則53・旧第7条繰下）

(医療費支給事業)

第11条 条例第3条第2項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 川口市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第38号）の規定に基づき医療費の支給を行う事業（同条例第2条第2号に規定する乳幼児に係

るものに限る。)

(2) 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第22号）の規定に基づき医療費の支給を行う事業

（平成5規則7・平成14規則72・平成20規則60・平成21規則23・一部改正、平成22規則53・旧第8条繰下）

（受給者証の交付申請）

第12条 条例第4条の規定による申請は、様式第1号の申請書（現況届）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。この場合において、条例第4条に規定するひとり親等（以下「ひとり親等」という。）の配偶者又はひとり親等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものがあるときは、その者に係る第5号及び第6号の書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) 様式第2号の認定調書

(3) 戸籍の謄本又は抄本

(4) 養育者にあつては、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

(5) 世帯全員の住民票の写し

(6) 申請日の前年（1月から6月までの間に申請する者にあつては前々年）の所得の状況を証する書類

(7) 様式第2号の2の養育費申告書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第4条の規定により申請があつた場合において、条例による医療費の支給を受ける資格があると認定したときは、様式第3号の受給者証（以下「受給者証」という。）を交付し、当該資格がないと認定したときは、様式第4号の

通知書により通知する。

(平成 22 規則 53・全改、平成 23 規則 65・平成 24 規則 30・一部  
改正)

(受給者証の有効期間)

第 13 条 受給者証の有効期間は、申請日若しくは更新日からそれ以後最初の 12  
月 31 日又は受給資格消滅日のいずれか早い日までとし、1 月 1 日に更新する。

(平成 20 規則 31・旧第 13 条繰下・一部改正、平成 22 規則 53・旧  
第 14 条繰上)

(受給者証の返還)

第 14 条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、その資  
格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(平成 20 規則 31・旧第 14 条繰下、平成 22 規則 53・旧第 15 条繰  
上)

(受給者証の再交付)

第 15 条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第 5 号の申  
請書により市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、当該受給者証を添えなけ  
ればならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見した  
ときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(平成 19 規則 44・一部改正、平成 20 規則 31・旧第 15 条繰下、平  
成 22 規則 53・旧第 16 条繰上)

(受給者証の提示)

第 16 条 受給者は、病院、診療所、薬局その他の者(以下「医療機関等」という。)  
において、診療、薬剤の支給若しくは手当を受けようとするとき、又は訪問看護  
事業者により行われる訪問看護を受けようとするときは、受給者証を提示しなけ  
ればならない。

(平成 19 規則 44・一部改正、平成 20 規則 31・旧第 16 条繰下、平  
成 22 規則 53・旧第 17 条繰上)

(条例第6条第1項の規則で定める額)

第17条 条例第6条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第1のとおりとし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第2のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第1号イ又はエに該当する児童であつて、かつ、母がないもの
- (2) 条例第2条第2項第2号イ又はエに該当する児童であつて、かつ、父がないもの
- (3) 母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 父がなく、かつ、母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (6) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

2 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

(平成22規則53・追加)

(所得の範囲)

第18条 条例第6条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。条例第8条第2項の規定により届け出る場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）のうち、次に掲げる所得とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓

練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）

(2) ひとり親等（養育者を除く。以下この条において同じ。）が母である場合であって、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下この条において同じ。）に係る所得

(3) ひとり親等が父である場合であって、当該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得

2 ひとり親等が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又はひとり親等が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項第2号又は第3号に掲げる所得（以下「養育費所得」という。）の額を計算するものとする。

（平成22規則53・追加、平成23規則65・平成26規則65・一部改正）

（所得の額の計算方法）

第19条 条例第6条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額

から80,000円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母又は父を除く。）については、270,000円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、270,000円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（平成22規則53・追加、平成26規則65・一部改正）

（条例第6条第2項の規則で定める特例）

第20条 条例第6条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの医療費については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、次の

各号のいずれかに該当する場合を除き、条例第6条第1項の規定を適用しないことができることとする。

- (1) 当該被災者（ひとり親等（第17条第1項各号に掲げる児童の養育者を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第1に定める額以上であるとき。
- (2) 当該被災者（第17条第1項各号に掲げる児童の養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第2に定める額以上であるとき。
- (3) 当該被災者（ひとり親等の配偶者又はひとり親等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものに限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第3に定める額以上であるとき。

2 市長は、被災者が前項に規定する損害を受けた日からその日の属する年の翌年の12月31日までの間（以下「仮支給期間」という。）において、ひとり親等に一部負担金等（付加給付金を控除した額とする。）の支払義務が生じた場合で、当該ひとり親等がその支払いに困窮していると認めるときは、当該被災者が前項各号のいずれにも該当しないものとした場合において支給されることとなる医療費に相当する額を支給することができる。この場合において、当該被災者が同項各号のいずれかに該当することとなったとき、又は当該被災者が税の申告を行わないこと等により仮支給期間の末日において同項各号に規定する所得を確認することができないときは、当該ひとり親等は、当該支給された医療費に相当する額を返還しなければならない。

3 前条の規定は、第1項に規定する所得の額の計算について準用する。この場合において、前条第1項中「その年」とあるのは、「次条第1項の損害を受けた年の翌年」と読み替えるものとする。

(平成 22 規則 53・追加、平成 23 規則 65・一部改正)

(支給の方法)

第 21 条 条例第 7 条第 1 項に規定する申請は、様式第 6 号の申請書に、医療機関等又は訪問看護事業者に支払った医療費（訪問看護を受けた場合にあっては、訪問看護事業者に支払った額をいう。以下同じ。）についての証明を受けて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、医療機関等又は訪問看護事業者の発行する領収書を同項の申請書に添付することをもって同項の医療費についての証明に代えることができる。

3 市長は、第 1 項の規定により申請があった場合において、必要があると認めるときは、受給者又は医療機関等若しくは訪問看護事業者に対し、関係書類の提出を求めることができる。

(平成 10 規則 87・平成 19 規則 44・一部改正、平成 20 規則 31・旧第 17 条繰下、平成 22 規則 53・旧第 18 条繰下)

(支給決定の通知)

第 22 条 市長は、前条第 1 項の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、様式第 7 号の通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により医療費を支給したときは、次に掲げる事項を記録した台帳を作成するものとする。

- (1) 受給者番号
- (2) 氏名
- (3) 入院外来の別
- (4) 支給決定額
- (5) 医療機関等の名称
- (6) 対象医療費
- (7) 保険給付額
- (8) 付加給付額

(平成 10 規則 87・平成 19 規則 44・一部改正、平成 20 規則 31・旧第 18 条繰下、平成 22 規則 53・旧第 19 条繰下)

(条例第8条の規則で定める届出)

第23条 条例第8条第1項の届出は、様式第8号の届出書に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、様式第1号の申請書（現況届）に第12条第1項第2号及び第5号から第8号までに規定する書類を添えて、毎年11月1日から11月30日までに、行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が引き続き手当を受給するときは届出を省略することができる。

(平成14規則72・平成19規則44・一部改正、平成20規則31・旧第19条繰下、平成22規則53・旧第20条繰下・一部改正、平成23規則65・一部改正)

(受給資格消滅の通知)

第24条 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、様式第9号の通知書により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(平成19規則44・一部改正、平成20規則31・旧第20条繰下・一部改正、平成22規則53・旧第21条繰下)

(添付書類の省略)

第25条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(平成20規則31・旧第21条繰下、平成22規則53・旧第22条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年1月1日から施行する。

(平成14規則72・旧附則・一部改正)

(平成14年7月中に申請した者に係る所得の制限及び計算方法の特例)

2 平成14年7月1日から同年7月31日までの間に条例第5条の規定により受給者証の交付を申請した者に係る所得の制限及び計算方法については、第9条中

「政令第2条の4第2項の表の規定による額」とあるのは「児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）が施行されたと仮定した場合におけるこの政令による改正後の政令（次条において「仮定新政令」という。）第2条の4第2項の表の上欄に定める区分に応じ中欄に定める額」と、第10条中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）」とあるのは「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）及び仮定新政令」とする。

（平成14規則72・追加）

（平成23年の所得の額の計算方法の特例）

- 3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により地方税法第34条第1項第1号に規定する資産について受けた損失の金額（東日本大震災に関連するやむを得ない支出で地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第24条で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）について、同法附則第42条第1項の規定により平成22年において生じた同号に規定する損失の金額として、同法第34条第1項の規定の適用を受けた者に係る平成23年の所得の額は、第19条の規定にかかわらず、同条に規定する計算方法により計算した額から、東日本大震災により受けた当該損失の金額に係る雑損控除額を控除した額とする。

（平成24規則74・追加）

附 則（平成5年3月31日規則第7号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月30日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成9年9月1日以後に受けた療養に係る医療費支給申請から適用し、同日前に受けた療養に係る医療費支給申請については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成10年6月26日規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成10年7月31日規則第74号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成10年12月21日規則第87号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。ただし、第7条第2号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成12年12月27日規則第97号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。  
(川口市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 川口市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則（昭和48年規則第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和53年規則第67号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、川口市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則及び川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成13年3月21日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年9月27日規則第77号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年12月21日規則第90号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整を加え使用できるものとする。

附 則 (平成14年6月28日規則第72号)

この規則中第1条の規定は平成14年7月1日から、第2条の規定は平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第30号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第66号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第96号)

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第7条第1号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第44号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第31号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月24日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第23号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。

附 則（平成22年5月20日規則第43号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年9月24日規則第53号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用できるものとする。

附 則（平成23年10月5日規則第65号）

この規則は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第12条第1項第5号の改正規定については、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則別表第1の規定は、平成23年以後の年の所得による支給の制限について適用し、平成22年以前の年の所得による支給の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月29日規則第74号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条及び第8条の規定は平成24年8月1日から、新規則附則第3項の規定は同年7月

1 日から適用する。

(経過措置)

2 次の各号に掲げる者が、この規則の施行の日から平成25年1月31日までに川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第35号）第4条の規定による受給者証の交付申請を行った場合は、それぞれ当該各号に定める日に当該申請があったものとみなす。

(1) 平成24年8月1日において現に父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。以下「保護命令」という。）を受けていた児童を、同日において現に監護し、又は養育していた者 平成24年8月1日

(2) 父又は母が保護命令を受けた児童を、平成24年8月2日から平成25年1月31日までの間に監護し、又は養育することとなった者 当該現に父又は母が保護命令を受けた児童を現に監護し、又は養育することとなった日

附 則（平成25年12月10日規則第54号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年12月24日規則第65号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

(平成25年分以前の年分の所得の範囲及びその額の計算方法の特例)

2 平成25年分以前の年分の所得の範囲及びその額の計算方法に係るこの規則による改正後の川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第18条第1項第1号及び第19条第1項の規定の適用については、新規則第18条第1項第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

第 3 1 条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、新規則第 1 9 条第 1 項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

(平成 2 6 年分の所得の範囲及びその額の計算方法の特例)

3 平成 2 6 年分の所得の範囲及びその額の計算方法に係る新規則第 1 8 条第 1 項第 1 号及び第 1 9 条第 1 項の規定の適用については、新規則第 1 8 条第 1 項第 1 号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 2 8 号）第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 3 1 条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、新規則第 1 9 条第 1 項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 9 日規則第 5 1 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 7 条、第 2 0 条関係）

(平成 2 0 規則 3 1・追加、平成 2 3 規則 6 5・平成 2 4 規則 3 0・一部改正)

扶養親族等又は児童の数	金額
0 人	1, 9 2 0, 0 0 0 円
1 人以上	1, 9 2 0, 0 0 0 円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき 3 8 0, 0 0 0 円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 1 0 0, 0 0 0 円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（1 9 歳

	未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額)
--	--

別表第2 (第17条、第20条関係)

(平成20規則31・追加、平成23規則65・一部改正)

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第3 (第17条、第20条関係)

(平成20規則31・追加、平成23規則65・一部改正)

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

様式第1号

㊦ ひより親家庭等医療費受給者証交付申請書兼受給者台帳(現況届)

フリガナ		男・女		生年月日		年 月 日		加入医療機関		記号		番号		1 国民健康保険 2 後期高齢者健康保険組合 3 健康保険組合 4 共済組合 5 全国健康保険協会 6 その他		被保険者氏名		被柄					
住所		川口市		電話番号		自宅 ( ) 携帯 ( )		所得者等		保険者番号		資格取得日		年 月 日		年分所得		申請者		配偶者		扶養義務者	
勤務先				電話番号		( )		氏名		a		b		c		d		控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数及び特定扶養親族等の数)		(老人)(特)(16~19歳)		(老人)(老人)(老人)(老人)	
生活保護等受給状況		受給(年 月 から)・非受給		児童扶養手当受給状況		受給・非受給		上記以外で前年12月31日において申請者によって生計を維持している児童		人		人		人		人							
ひとり親家庭等となった事由		ア 離婚イ (父・母)死亡ウ (父・母)障害エ (父・母)生死不明オ (父・母)遺棄カ 保護命令キ (父・母)拘禁ク 未婚の女子の子ケ 父母死亡コ その他		同別居		監護又は養育を始めた年月日		対象・非対象の別		備考		上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の現況を届け出ます。		受給者証の交付を申請します。									
家族の状況		フリガナ氏名		生年月日		性別		同別居		備考		住所		川口市		氏名							
児童に障害があるとき		氏名		障害名		障害の種類		手帳等の番号		等級		発行者		所得額		a		b		c		d	
届出先金融機関		銀行		支店		口座番号		店番		名義(カナ)		所得限度額		控除後の所得									
児童扶養手当認定申請中		児童扶養手当受給者( ) から転入)		ひとり親家庭等医療費のみの申請		受付印		戸籍謄本 (添付)		児童扶養手当証明書 (添付)		住民票の写し (添付)		児童扶養手当証明書 (添付)		公簿確認 (添付)		健康保険証 (添付)		養育費申請書 (添付)		児童扶養手当証明書 (添付)	

様式第2号(1)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書のひとり親家庭等となった事由の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

氏名

㊦

様式第2号(2)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書のひとり親家庭等となった事由の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

氏名

㊦

様式第2号(3)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書のひとり親家庭等となった事由の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の 氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
その他の参考事項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監視又は介護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

氏名

㊦

様式第2号(4)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書のひとり親家庭等となった事由の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない児童 の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

氏名

㊦

様式第2号(5)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書のひとり親家庭等となった事由の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有(頻度 )
仕 送 り	1 無 2 有 (1) 定期的に有り(月 円) (2) 時々有り(1回 円) (3) 年 月まで有り、その後無し
警察、親類等への頼 捜 索 依 頼	1 無 2 有( 年 月 警察署届出)
離 婚 の 意 思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親 3 その他( )
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

氏名

㊦

様式第2号(6)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書のひとり親家庭等となった事由の欄「カ 保護命令」に該当する場合)

保護命令の申立てをした父又は母の氏名	
保護命令を受けた者(相手)と児童の関係	1 父(母) 2 父(母)の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保護命令決定日	年 月 日
保護命令確定日	年 月 日
保護命令の有効期間の末日	年 月 日
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

氏名

㊦

様式第2号(7)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書のひとり親家庭等となった事由の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

氏名

㊦

様式第2号(8)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書のひとり親家庭等となった事由の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う 電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り (月 回ぐらい) (2) 年 月まで有り、その後無し 2 無
子どもの安否を気遣う 訪 問	1 有 (1) 時々有り (月 回ぐらい) (2) 年 月まで有り、その後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り (月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有り、その後無し 2 無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 の 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

氏名

㊦

様式第2号(9)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書のひとり親家庭等となった事由の欄「ケ 父母死亡」及び「コ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡(           年    月    日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(           年    月    日死亡) 2 その他
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年    月    日

(あて先) 川口市長

住所

氏名

㊦

養育費申告書

受付年月日 年 月 日

○養育費の取決め状況

- 1 離婚が前年1月1日以降の場合の離婚月 ( 年 月)
- 2 取決めの有無及び方法  
文書(公正証書・調停調書・( ))・口頭・取り決めていない
- 3 取り決めた額及び受取方法  
取決め額：月額・年額( 円)  
児童が複数の場合の1人当たりの額：月額・年額( 円)  
受取方法：口座振替(養育者・児童)・現金手渡し(郵送を含む。)

( 年)

- 前年(1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従って記入してください。

区 分	受 取 人	養 育 費 の 額	受 取 状 況
	養育者・児童	円	
	養育者・児童	円	
	養育者・児童	円	
合 計	養 育 者	円	
	児 童	円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申告者氏名



※○ 今年(1月から現在まで)受け取った養育費について

区 分	受 取 人	養 育 費 の 額	受 取 状 況
	養育者・児童	円	
	養育者・児童	円	
	養育者・児童	円	
合 計	養 育 者	円	
	児 童	円	

(注)

- 1 上記の※の欄は、市で記入するので、記入する必要はありません。
- 2 申告者氏名については、記名押印又は署名のいずれかをしてください。
- 3 養育費の取決めを文書で行っている場合は、当該取決め文書の提示をお願いします。

様式第3号

(表)

 ひとり親家庭等医療費 受給者証		公費 番号	8	3	1	1	0	0	3	1	
		氏 名	姓			受給者番号					
住 所	生 年 月 日			性 別							
氏 名	年 月 日 から										
有効期間	年 月 日 まで										
年 月 日											
川口市長											

(裏)

注 意 事 項

- この証は、医療費について本人負担分の一部の支給を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- この証は、診療等を受けるときに被保険者証と併せて医療機関等の窓口で提示してください。
- 入院時の食事療養標準負担額は支給対象外のためお支払いください。
- 市内の病院、診療所、歯科、保険調剤薬局で受診するときは、保険の本人負担分について支払う必要はありません。  
ただし、市内の病院等であっても、保険の本人負担分が月 円以上(医療機関・通院入院別)の場合、その他の診療機関(接骨院、鍼灸院等)で受診する場合は、その月の本人負担分の全額を支払い、医療費支給申請書を記入の上、各医療機関等に提出してください。
- 市外の医療機関等で受診するときは、本人負担分の全額を支払い、医療費支給申請書に証明を受けるか、領収書(患者氏名・診療年月・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付して、市役所、 に提出してください。
- 氏名、住所、加入医療保険等に変更があったときは、 にこの証を添えて届け出てください。
- この証を破損し、又は紛失したときは、 で再交付を受けてください。
- 市外への転出、有効期間の経過、生活保護受給等で資格がなくなったときは使用できません。この証を必ず にお返しください。
- 資格がなくなった後もこの証を使用して診療等を受けたとき、不正の行為により医療費の支給を受けたとき、又は他の医療給付事業により給付を受けたときは、支給を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先

様式第4号

ひとり親家庭等医療費受給者証不交付決定通知書

年 月 日

様

川口市長



年 月 日付けで申請のあった受給者証の交付については、審査の結果、次の理由でひとり親家庭等医療費支給の対象者と認められませんので通知します。

氏名

理由

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号

ひとり親家庭等医療費受給者証  
再 交 付 申 請 書

年 月 日

(あて先)川口市長

住所  
氏名



下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給者証記号番号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再交付申請理由	1 紛失した 2 破いた 3 汚した 4 その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注) 破いた、又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

受付日 年 月 日

申請者記入欄		医療費支給申請書		受付No.
(あて先)川口市長				
		住 所 川口市.....		
		申請者(受給資格者) 氏 名.....		
		電話番号 ( )		
受 給 者  (医療を受けたひと)	フリガナ	.....	男・女	記号・番号 (被保険者番号)
	氏 名			被保険者等の氏名
	生年月日	年 月 日		保険者番号
申請する診療年月		年 月分		[ 保険者の名称 ]
				<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 健康保険組合 <input type="checkbox"/> 共済組合 <input type="checkbox"/> 後期高齢

医療機関等記入欄		
上記受給者の支給対象医療費について、次のとおり証明します。		
年 月分 0 外来 診療実日数 日 1 入院	保険診療(調剤)総点数 (ただし、入院時食事療養費は含まない。※保険適用外は記入しないでください。) 点	保険診療一部負担金額 円
公費負担点数 結核・更生・育成・精神・特定 .....点	処方元医療機関名 (院外薬局の方は記入してください。) .....	高額限度額証 非課税・一般・上位
年 月 日		
医療機関等の 所在地..... 名 称..... 氏 名.....		

※申請者(受給資格者)の方へ

- ・申請者記入欄にもれなく記入し、医療機関等で証明を受けて市役所に提出してください。(医療機関等の指定する期間に証明を受けない場合は、証明が受けられなくなることがあります。)
- ・申請書は、医療機関等、診療月、入院、外来ごとに、それぞれ別で作成してください。
- ・保険の使えないものは対象外です。(健診、予防注射、容器代、室料差額、証明書料等)
- ・保険から支払われる高額療養費、付加給付金等は除いて支給されます。

※医療機関等の方へ

- ・レセプトごとにそれぞれ別の用紙を使用してください。
- ・接骨・整骨院等、医療費を点数化できないときは、保険診療(調剤)総点数欄は記入しないでください。
- ・公費負担点数欄には、支給の対象となる公費負担に相当する保険点数を記入してください。

----- 担当課処理欄 -----

様式第7号

年 月 日

様

川口市長



ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

ひとり親家庭等医療費について、以下のとおり支給することに決定したので通知します。  
決定金額をあなたが指定した次の口座に振り込みました。

(金融機関名) (支店名)

受給者番号

決定金額

円

明細

受診者氏名	診療年月	入院1 外来0	診療日数	支給額	医療機関名等
-------	------	------------	------	-----	--------

様式第8号

ひとり親家庭等医療費受給者(変更・消滅)届出書

年 月 日

受給者番号 | | | | | | | |

受給資格者氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
( 年 月 日生)

住所、氏名等の変更

新 住 所	川口市
住 所 異 動 日	年 月 日
扶 養 義 務 者 の 有 無	有(氏名 続柄 )・無
新電話番号(携帯番号可)	
受 給 資 格 者 新 氏 名	
児 童 新 氏 名	
そ の 他 の 事 項	

保険証の変更

変 更 対 象 者	受給資格者と児童 ・ 受給資格者のみ ・ 児童のみ
新加入医療保険の名称	1国民健康保険 2後期高齢 3健康保険組合 4共済組合 5全国健康保険協会 6そ の 他
保 険 者 番 号	
資 格 取 得 日	年 月 日
記 号 番 号	(記号) (番号)
被保険者名(組合員・世帯主)	受給資格者・( )

振込口座の変更

金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協					
支 店 名	本店 支店 出張所	店 番				
口 座 番 号						
口座名義人(カタカナで記入)						

消滅

1 他市に転出 転出先住所( )	
2 生活保護等受給	3 死亡 4 結婚
5 その他 ( )	
消 滅 年 月 日	年 月 日

様式第9号

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

年 月 日

様

川口市長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので、通知します。

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日 年 月 日

3 消滅した理由

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号

(平成 2 1 規則 2 3 ・ 全改、平成 2 4 規則 7 4 ・ 平成 2 8 規則 5 1 ・ 一部  
改正)

様式第 2 号(1)

(平成 2 4 規則 7 4 ・ 全改)

様式第 2 号(2)

(平成 2 4 規則 7 4 ・ 全改)

様式第 2 号(3)

(平成 2 4 規則 7 4 ・ 全改)

様式第 2 号(4)

(平成 2 4 規則 7 4 ・ 全改)

様式第 2 号(5)

(平成 2 4 規則 7 4 ・ 全改)

様式第 2 号(6)

(平成 2 4 規則 7 4 ・ 全改)

様式第 2 号(7)

(平成 2 4 規則 7 4 ・ 全改)

様式第 2 号(8)

(平成 2 4 規則 7 4 ・ 全改)

様式第 2 号(9)

(平成 2 4 規則 7 4 ・ 全改)

様式第 2 号の 2

(平成 1 9 規則 4 4 ・ 全改、平成 2 3 規則 6 5 ・ 旧様式第 2 号の 3 繰上)

様式第 3 号

(平成 1 9 規則 4 4 ・ 全改、平成 2 1 規則 2 3 ・ 平成 2 2 規則 1 9 ・ 平成  
2 3 規則 6 5 ・ 一部改正)

様式第 4 号

(平成 1 7 規則 6 6 ・ 全改、平成 1 9 規則 4 4 ・ 平成 2 8 規則 5 1 ・ 一部  
改正)

様式第5号

(平成13規則77・平成19規則44・一部改正)

様式第6号

(平成22規則19・全改)

様式第7号

(平成19規則44・全改)

様式第8号

(平成20規則31・全改、平成21規則23・平成22規則53・平成28規則51・一部改正)

様式第9号

(平成17規則66・全改、平成19規則44・旧様式第10号繰上・一部改正、平成28規則51・一部改正)

## ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱

(平成4年6月30日埼玉県生活福祉部長決裁)

### 1 目的

ひとり親家庭等医療費支給事業は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は市町村とする。

### 3 用語の定義

- (1) この要綱において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で別表第1に定める程度の障害の状態にある者をいう。
- (2) この要綱において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父が監護し、かつ、生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童の父若しくは母（別表第2に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）と生計を同じくしているとき又は、父若しくは母の配偶者（別表第2に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているときを除く。

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父又は母が死亡した児童

ウ 父又は母が別表第2に定める程度の障害の状態にある児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

カ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

キ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ケ キに該当するかどうか明らかでない児童

- (3) この要綱において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

ア 父母が死亡した児童

イ 母が監護しない又は母がない(2)ア～ケ各号のいずれかに該当する児童（(2)イに該当するものを除く。）

ウ 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない(2)ア～ケ各号のいずれかに該当する児童（(2)イに該当するものを除く。）

- (4) この要綱にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。
- (5) この要綱において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）並びに健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）（以下「社会保険各法」という。）をいう。
- (6) この要綱において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、県補助金については、8(1)～(3)に規定する方法により行ったものとして算定する。

#### 4 対象者

- (1) 医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、各市町村の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。
- ア ひとり親家庭の父又は母及び児童
- イ 養育者及び養育者が養育する3の(3)に掲げる児童
- (2) 前号の対象者（児童を除く。以下この号において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となる時、次に該当する者は対象者としなない。
- ア 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる時、又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の父
- イ 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象者となる時の養育者
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としなない。
- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- ウ 次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）に入所している者
- (ア) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (イ) (ア)に掲げる施設のほか、4の(1)に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設
- エ 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

オ 市町村が重度心身障害者医療費の支給事業に関して制定している条例に基づき医療費の支給を受けることができる者で、かつ、重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱（昭和50年6月7日決裁）の対象となっているもの

## 5 所得の制限

(1) 4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、6(1)に規定するひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受ける対象者としな

ア 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得（申請日の前年の所得。1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。9(2)の規定により申請する場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が扶養親族等の算定と同年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4の額以上であるとき

(ア) 3の(2)のイ又はエに該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

(イ) 3の(2)のキに該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

(ウ) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(エ) 3の(2)のクに該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

(カ) 3の(2)のケに該当する児童

イ ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5の額以上であるとき

ウ 前各号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき

(2) (1)の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの8に規定するひとり親家庭等医療費（以下この号において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては(1)の規定を適用しないものとする。

(3) 前号の規定の適用により同号に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同号に規定する期間に係る金額を市町村長に返還しな

ければならない。

ア 当該被災者(1)アに規定するひとり親等(イの適用がある養育者を除く。)以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、(1)ア別表3で定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

イ 当該被災者(1)アに規定するひとり親等((1)ア(ア)～(オ)各号に掲げる児童の養育者に限る。)以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、(1)ア別表4で定める額以上であるとき。 当該被災より支給されたひとり親家庭等医療費

ウ 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、(1)イ別表5で定める額以上であるとき。(3)ア及びイで支給されたひとり親家庭等医療費

(4) (1)に規定する所得の範囲は、次に掲げる所得とする。

ア 所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)

イ 4(1)アに規定する母の場合にあってその監護する児童の父、又は4(1)アに父の場合にあってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。)

ウ 4(1)アに規定する児童が、同号に規定する母の場合にあってその監護する児童の父から、又は同号に規定する父の場合にあってその監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号で規定する父又は母の所得とみなす。

(5) (1)に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養

育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

(6) 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を(5)の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

ア 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号、又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

イ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

ウ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(母及び父を除く。) 27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)

エ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

オ 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

## 6 受給者証の交付

(1) 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市町村長に申請し、資格を証するひとり親家庭等医療費受給者証(別記第1号様式。以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

(2) (1)の規定による申請には、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書に、4(1)の対象者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。また、5(1)イに規定される配偶者若しくは扶養親族がいる場合は、その者に係るオ及びカの書類を添えて(1)の規定による申請を行わなければならない。

ア 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類

イ ひとり親家庭等認定調書

ウ 戸籍の謄本又は抄本

エ 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本(養育者の場合)

オ 世帯全員の住民票の写し

カ 前年(1月から6月に申請するものについては前々年)の所得の状況を証する書類

キ 養育費申告書

ク その他市町村長が必要と認める書類

(3) (2)の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、(2)のイからキまでの書類の添付を省略することができる。

- (4) 市町村長は、(1)の規定により申請があった場合において、4に規定する対象者と決定したとき（5(1)の規定に該当するときを除く。）は、ひとり親家庭等医療費受給者台帳に記載して、受給者証を交付するものとする。
- (5) 市町村長は、(1)の規定により申請があった場合において、4に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書により通知するものとする。
- (6) 市町村長は、(1)の規定により申請があった場合において、5の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。
- (7) 受給者証の有効期間は、申請日または更新日からそれ以後最初の12月31日または受給資格消滅日のうち早いほうの日までとし、1月1日に更新する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ市町村が条例又は規則でその号に係る内容を規定している場合は、その号に規定する日を申請日とみなす。
- ア 対象者等に異動があった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に(1)の申請をしたときは、異動があった日
- イ 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に(1)の申請をしたときは、転入日
- ウ 前二号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により(1)の申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日
- (8) 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市町村長に返還しなければならない。
- (9) 受給者は、受給者証を破り、汚し又は失つたときは、市町村長に受給者証の再交付を申請することができる。

## 7 支給の範囲

市町村長は、受給者の一部負担金から(1)に規定する自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

### (1) 自己負担金

ア 次号に規定するもの以外（外来）の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに同  
一月につき1,000円

イ 入院の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに1日につき1,200円

(2) (1)の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、(1)各号の自己負担金を控除しない。

ア 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療

養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)が課されないとき(所得の申告をしないこと等により同税が課されていない場合を除く。)又は市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があつたときの当該対象者に係る一部負担金

イ 薬局における一部負担金

ウ 治療用装具の製作費に係る一部負担金

## 8 支給の方法

- (1) 受給者は、医療機関等に医療保険証、受給者証及びひとり親家庭等医療費に係る領収書用紙(別記第2号様式)を提示し、自己負担に係る医療費を支払うものとする。
- (2) 医療機関等は、受給者の自己負担に係る医療費を受領したときは、領収書にその旨を記載し、これを受給者に交付するものとする。
- (3) 受給者は、医療機関等に支払った自己負担に係る医療費について助成を受けるときは、(2)の規定により交付を受けた領収書と同一用紙のひとり親家庭等医療費支給申請書に記載し、市町村長に申請するものとする。
- (4) (1)~(3)の規定にかかわらず、市町村長は、受給者が、市町村長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、ひとり親家庭等医療費を代って当該医療機関等に支払うことができる。
- (5) 市町村長は、(4)の規定に基づく支払いを埼玉県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。
- (6) (4)及び(5)の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた受給者に対しひとり親家庭等医療費の支給があつたものとみなす。

## 9 届出義務

- (1) ひとり親等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨を速やかに市町村長に届け出なければならない。
  - ア 受給者の氏名、住所が変更したとき
  - イ 医療保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があつたとき
  - ウ 受給者のうち一部の者が4に規定する対象者としての要件を欠いたとき
  - エ 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき
- (2) ひとり親等は、その家庭の現況について、毎年、現況届に住民票、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得(未届出がある場合は未届出年すべての所得を含む。)の状況を証する書類を添えて、市町村長に提出しなければならない。ただし、児童扶養手当受給者における現況届についてはこの限りではない。

## 10 受給者証の更新、支給停止の通知等

- (1) 市町村長は、9の規定により届出を受理した場合(9(2)但書の規定により届出を

省略した場合を含む。)において、5(1)の規定に該当しないと決定したときは、受給者証を交付し、また、5(1)の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

- (2) 市町村長は、受給者が4の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

#### 11 譲渡又は担保の禁止

受給者は、医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

#### 12 損害賠償との調整

市町村長は、医療給付が第三者の行為に因るものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

#### 13 支給額の返還

市町村長は、偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けたものがあるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

#### 14 埼玉県助成

埼玉県知事は、別に定めるところにより、事業に要する費用の一部を補助することができる。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月12日から施行し、改正後の要綱は、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成8年10月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は平成9年9月1日以後の診療に係る一部負担金の額及び医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額及び医療費の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成11年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の7支給の範囲の規定の適用については、同(2)中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、施行日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円とする。

附 則

この要綱は、平成9年8月12日から施行し、改正後の規定は平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月3日から施行し、改正後の規定は平成10年1月1日から適用する。ただし、改正後の4対象者(2)の規定は平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月17日から施行し、改正後の規定は平成10年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。ただし、7の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。ただし、改正前の要綱6(1)の規定により、受給者証の交付を受けている対象者（ひとり親家庭の父及び児童で、父がその児童と生計を同じくしていない者に限る）は、なお従前のおりとし、改正後の要綱9(2)の届出から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のひとり親医療費支給事業実施要綱の様式による提示は、この要綱による改正後のひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱規定の様式による提示とみなす。また、この要綱の施行の際現にひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱の規定により作成されている様式は、この要綱による改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができることとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第3の規定は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第3の規定は、平成23年以後の所得による制限に適用することとし、平成22年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、4(3)イ、5(4)ア、5(5)及び6(6)の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 3(2)カの改正規定は、平成26年1月3日から適用する。

（経過措置）

- 3 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の5(4)及び5(5)の規定の適用については、5(4)中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進

法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、5（5）中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

- 4 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る5（4）及び5（5）の規定の適用については、5（4）中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、5（5）中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の5（1）の規定は平成30年以降の所得による制限から適用することとし、平成29年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

## 別表第1

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## 別表第2

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
  - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
  - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
  - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
  - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
  - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金 額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額）

別表第4

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金 額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第5

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等の数	金 額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別記第1号様式

(表)

(親) ひとり親家庭等医療費受給者証					
記号番号					
申請者	氏名				
	住所				
受給者	氏名	性別	続柄	生年月日	備考
		男・女			
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
年 月 日交付					
埼玉県〇〇市(町・村)長 印					

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、〇〇市（町村）ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例により、保険給付の一部負担金について支給を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 この制度を利用し診療を受けるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に医療機関等の窓口に提示してください。
- 3 学校（幼稚園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
- 4 次の場合は必ず市町村（役場）に届出をしてください。
  - (1) 転出や死亡などで資格が喪失したとき
  - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座などに変更があったとき
  - (3) 生活保護又はそれに準ずる制度の適用を受けることになったとき
  - (4) その他、資格登録内容に変更が生じたとき
- 5 この証は、受給資格を喪失したときは速やかに市町村（役場）に返してください。
- 6 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

別記第2号様式

親
 ひとり親家庭等医療費支給申請書

年 月 日

〇〇市(町・村)長 様

住所  
氏名 印  
電話 ( )

下記のとおり医療費を申請します。

受給者	受給者証 記号番号		加入 医療 保険	世帯主・被保険者 組合員・加入者の氏 名	
	ふりがな 氏 名			市町村民税の状況	課 税 ・ 非課税
区 分	入 院	年 月 日から入院日数 日		記 号 番 号	
	外 来	年 月分外来日数 日		名 称	電話 ( )

注) 1 上部申請書は、申請者が記入してください。

	入院	日	外来	日
--	----	---	----	---

領 収 書

¥

ただし、年 月分保険診療一部負担金(他法本人負担金 円含む)  
—入院時食事療養標準負担額は含まない—

保険診療総点数	点	他法負担分点数	点
---------	---	---------	---

年 月 日

様

医療機関等所在地(住所)  
名 称  
氏 名 印

注) 1 上部領収書欄は、医療機関等で記入してください。

2 他法負担分点数は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

処 理 欄	受付 年 月 日	通知 年 月 日	支払 年 月 日
	保険診療一部負担金	高額療養費	附加給付
	円	円	円
	条例第6条自己負担金	支給額計	
	円	円	円